

募集要領

1 概要

(1) 件名

松山市選挙人名簿管理システム（期日前・不在者投票管理及び当日投票管理）
構築及び運用保守業務委託（債務負担行為）

(2) 概要及び目的

この要領は、令和7年度末までに標準仕様へ移行することが義務付けられた件のシステムを導入するにあたり、民間の高度な知識や専門的な技術を活用するため、複数の業者から企画提案を求めるものである。

(3) スケジュール

日付（令和7年）	イベント	本要領の項目
1月14日（火）	実施手続きの開始・公表 募集要領等の配布開始	5(1)
1月24日（金）	質問の受付締切日	5(2)
1月31日（金）	質問の回答・公表	5(3)
2月7日（金）	募集要領等の配布終了 参加表明書等の提出締切日	5(4)
2月14日（金）	企画提案書等の提出締切日	5(5)
2月17日（月）	応募業者数等の公表	
2月下旬（予定）	プレゼンテーション・ヒアリング審査	6
3月上旬（予定）	特定・非特定結果の通知・公表	
3月（予定）	契約締結・公表	

2 業務内容等

(1) 業務内容：仕様書（別添1）のとおり

(2) 履行期間

契約締結日	構築期間	本稼働日	運用保守期間
令和7年 3月	令和7年 4月1日～	令和7年 11月中旬	～令和12年 2月28日

(3) 履行場所：市長の指示する場所

3 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 提案限度価格（提案限度価格を超える提案は、無効とする。）

提案限度価格	(内訳)	
	構築	運用保守(52月)
45,560,000	16,280,000	29,280,000

消費税及び地方消費税を含む

(3) 参加資格要件（本募集要領公告日時時点で、以下をすべて満たすこと。）

(a) 法人格を有すること。

(b) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(c) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

(d) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(e) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(f) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けていないこと。

(g) 人口 50 万人以上の自治体又は中核市で、本件システム構築・運用保守の実績があること。

(h) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する ISMS 適合性評価制度の ISMS 認証を取得していることの証明ができること。

(i) 情報処理技術者又は PMP（プロジェクトマネジメントプロフェッショナル試験合格者）のどちらかの資格を 1 つ以上有する者を直接雇用し、かつ本件業務に専ら従事させることができること。

4 選考方法等

(1) 評価基準

「別添 2 評価基準書」のとおり

(2) 選考方法

- (a) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (b) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (c) 選考は、評価基準書に基づき、提案書等のプレゼンテーション・ヒアリング等審査により行う。
- (d) 感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (e) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
- (f) その者と合意に至らない場合、次点の者から順に交渉を行う。
- (g) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (h) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (i) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目で各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

(3) 選考委員会の構成

- (a) 松山市職員 5 名で構成する。
- (b) 外部の有識者 2 名を置き、意見を求めるものとする。

5 募集要領等の配布・質問等

(1) 配布

配布期間	令和 7 年 1 月 14 日（火）～2 月 7 日（金）
配布場所	(1) 市ホームページからダウンロードする。 (https://www.city.matsuyama.ehime.jp) (2) 配布場所で直接受取る。 配布場所…「8 事務局」参照 配布時間…9 時～17 時（土日、祝日除く）

(2) 質問の受付

受付期間	令和7年1月14日（火）～24日（金）17時
受付方法	電子メール（電話・来庁・FAX・口頭等不可） （1） 標題：【松山市選挙RFP】質問（業者名） （2） 添付：質問書（様式2）を添付すること。 （3） メール送信後、事務局へ送信した旨電話すること。
提出先	「8事務局」参照
備考	質問内容は、提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に限る。

(3) 質問への回答・公表

回答期限	令和7年1月31日（金）17時
回答方法	電子メール
公表方法	市ホームページ（ https://www.city.matsuyama.ehime.jp ）

(4) 参加表明書等

提出期限	令和7年2月7日（金）17時必着	
提出書類	「参加表明時チェックリスト」参照	
提出方法 （いずれか）	持参	9時～17時（土日、祝日を除く。）
	郵送等	<ul style="list-style-type: none">・ 信書の郵送に適する方法によること。・ 封筒表面に朱書きで、「松山市投票システム業務委託参加表明書等在中」と記載すること。・ 書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。
提出先	「8事務局」参照	

(5) 企画提案書等の提出

提出期限	令和7年2月14日（金）17時必着	
提出書類	「企画提案時チェックリスト」参照	
提出部数 （すべて）	紙9部	正本1部・副本8部
	CD-R1枚	ファイル形式は、Microsoft Officeのファイル形式、PDF又は本市が指定する形式。
提出方法 （いずれか）	持参	9時～17時（土日、祝日を除く。）
	郵送等	<ul style="list-style-type: none">・ 信書の郵送に適する方法によること。・ 封筒表面に朱書きで、「松山市投票システム業務委託企画提案書等在中」と記載すること。・ 書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。
提出先	「8事務局」参照	

6 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施方法

日時	令和7年2月下旬（予定）※別途連絡
場所	別途連絡
実施時間	1者60分程度（プレゼンテーション30分・ヒアリング30分）
出席者	1者5名まで（プロジェクトリーダーの参加必須）

(2) 留意事項

- (a) プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン等による説明は許可する。
- (b) パソコン等は参加者が準備すること。なお、プロジェクター・HDMIケーブル・スクリーンは本市が準備する。
- (c) 参加者が1者の場合は、プレゼンテーションは行わず、書類審査とすることがある。
- (d) プレゼンテーション・ヒアリングは1者ずつ行い、非公開とする。

7 その他の事項

(1) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (a) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (b) 募集要領に違反した場合
- (c) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (d) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (e) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (f) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (g) 最低水準点を設けた項目で、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (h) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

(2) 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (a) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (b) 「3(2)提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

(3) 留意事項

- (a) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (b) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (c) 提出された書類等は返却しない。
- (d) 採用された提案書等の著作権は本市に帰属する。
- (e) 提出された提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (f) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (g) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容では必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (h) 提出書類の記入で、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、本市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (i) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (j) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加業者数が2者のみの場合は、この限りでない。

8 事務局

〒790-0003 松山市三番町六丁目 6 番地 1 第 4 別館 2 階

松山市選挙管理委員会事務局 担当：白川、新土居

電話：(089)948-6619 (直通)

E-mail：senkan@city.matsuyama.ehime.jp